

1 「学校のいじめ防止基本方針」の目的

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国が定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日）。以下「国の基本方針」という。）や福岡県いじめ問題総合対策福岡県いじめ防止基本方針（平成27年3月）（平成26年3月福岡県（最終改定平成30年2月16日）。以下「県の基本方針」という。）、生徒指導提要（令和4年12月改訂）を参考に、庄内中学校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組が、組織的かつ計画的に実施されるようにすることを目的とする。

いじめ防止対策推進法（定義）

【第二条】この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（学校いじめ防止基本方針）

【第十三条】学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 「学校のいじめ防止基本方針」の内容

（1）本校のいじめの問題に対する考え方

いじめは深刻な人権侵害であり、①「いじめを絶対に見逃さない」という強い意識をもつこと、②「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という危機意識をもつこと、③「いじめられている児童生徒を最後まで守り抜く」という信念をもつことを教職員間で共有するとともに、いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身につけるよう働きかけることが求められる。また、教師が一人で問題を抱え込まないよう校内いじめ対策委員会を中核として組織的に指導方針や指導方法を明確にするとともに、全教職員が協働していじめ防止につながる発達支持的生徒指導、いじめの未然防止教育の推進、いじめの早期発見・対応の取組の充実、重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導に取り組もうとする意識を高め、具体的な指導内容・方法の共通理解を図ることが重要である。

本校においては、国や地方公共団体の基本方針を参考に、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、自らの学校として管理職のリーダーシップの下、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織

的に対応し社会総がかりで関係機関と積極的に連携することが重要であるととらえている。

そこで、本校が目指す教育目標を「自らの学びを自分事として捉え、ともに高めある花と緑の庄内中学校」と改め、「飯塚市都市計画マスタープラン」を柱とした今後10年を未来予測した地方創生へつなげる魅力あるまちづくり教育を推進していく。その中で、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しを持って取り組み、自己の学習活動を振り返り価値や概念を問い直す「てつがく的思考」から「主体的な学び」への動機付けを進めていくとともに、自他を尊重し、よりよい人間関係を深めさせ、日常の教育活動からいじめの防止につながる教育を実践していく。また、それと同時に、いじめを含む生徒指導の課題対応としては、生徒の反省だけではいじめに対する再発防止が難しく、自他の人生への影響を考えると（共感的な人間関係）、自己の生き方を見つめること（自己決定）、自己の内面の変化を振り返ること（自己存在感）にもつなげていく自己指導能力を育成し、社会の中で自分らしく生きることが出来る存在へと生徒が、自発的・主体的に成長や発達する課程を位置づけていく。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織づくりとしては、「学校におけるいじめの未然防止」「早期発見」「対処等」を明確に、組織的な対応を4層の支援構想（発達支持的生徒指導・課題未然防止教育・課題早期発見対応・困難課題対応的生徒指導）にまとめ、いじめの認知率を高め「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、「子どもの目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、いじめを生まない環境づくりを進め、生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるよう、いじめの防止等のための対策を総合的に推進していく。

※「てつがく的思考」とは

思考力と人間性・道徳性を関連付けながら両方を育成し、様々な価値・概念と向き合い「対話」「記述」などの言語活動を通して、お互いの考えを聴きあい、自ら問い直し考えを続ける学びをいう。

(2) 校内組織（校内いじめ問題対策委員会等）の整備

ア 構成員

組織の名称		校内いじめ問題対策委員会		
組 織 の 構 成 員	教 職 員	職名等	分掌等	校内での役職名
		校長	—	—
		教頭	—	—
		主幹教諭	教務部	教務主任
		教諭	生徒指導部	生徒指導主事
		教諭	生徒指導部	補導
		教諭	生徒指導部	各学年生徒指導担当
		教諭	生徒指導部	教育相談担当
		養護教諭	生徒指導部	健康教育担当
	外部専門家等	スクールカウンセラー	—	—

イ 校内組織の役割

□年間計画の作成

随時「学校いじめ防止基本方針」のチェックと見直し変更を実施する

毎月1日の生活アンケート、学期に1回のいじめに特化したアンケートを実施する

緊急を要する場合、生徒へのアンケートを作成し実施する

各学期末に教育相談・面談等を実施する

□定期的な開催（週1回）

毎週「生活・いじめ防止委員会」を開催し、職員への周知を徹底する

(3) 関係機関との連携

- 教育事務所・教育委員会のスクールサポーターやスクールカウンセラー等外部専門家による支援等、人的体制の強化を図る
- 生徒・保護者を対象とした講習会、「非行防止教室」「情報モラル講習会」等の計画・実施する
- P T A連合会、青少年健全育成推進会議等と連携して、いじめ防止活動の推進に努める
- 事案の内容によっては警察への相談・通報を行う
- 飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会との連携を図る
- 学校警察連絡協議会での定期的な情報交換・共有を図る
- 要保護児童連絡会との連携を図る
- 児童相談所・少年サポートセンター等との連携を図る

(4) 報告体制

□いじめの報告体制

ア いじめではないかと判断されるものでなくても、教員一人に対応することなく、学年主任を中心に学年教員や生徒指導担当教諭で事情と対応を確認し、管理職に報告・連絡・相談を行う。

事案の内容によっては、校内いじめ問題対策委員会を緊急開催し、情報の収集・記録、いじめの判断、対応方針の決定を行う。

イ 管理職は、生徒間の状況や問題への対応の経過について、すみやかに教育委員会に報告し、状況に応じては関係諸機関との連携を図る。

(5) いじめの問題に関する教員研修

- 学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る研修会の実施（各学期はじめ・変更時）
- 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施（年度当初・変更時）
- I C T活用マニュアルに基づいた S N Sによるいじめ対応研修の実施
- 専門家を招聘した研修会（夏期休業期間・小中一貫研修等）の実施

(6) いじめの問題への対応

ア 発達支持的生徒指導

- 特定の課題を意識することなく、学校において、一人一人の生徒が大切にされていることを目指す授業づくりや学級経営を行う。また、人権教育と生徒指導との関係性からいじめ防止につながる相乗的な効果をねらう。

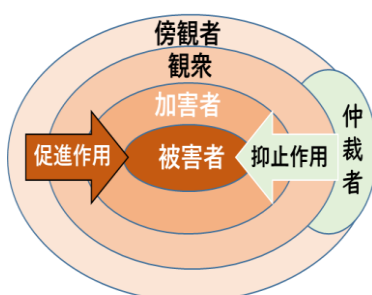
・たくましく強い力を育てるとともに、人の弱さや痛み、悲しみや孤独がわかる力、思いやる力

を育む。

- 生徒が人権意識を高め、価値や概念を問い直す「てつがく的思考」から共生的な社会の一員として市民性を身に着けるような働きかけを日常の教育活動を通して行う。
 - ・心の健康についての正しい知識と理解を持ち、困ったときに人に相談する援助希求的な態度がとれるようになるための授業や、その土台となる安心・安全な学校環境づくりをおこなう。
- 市民性を育む法教育を通じて、誰もが法によって守られている意識を高めさせるとともに、キャリア教育の下、各教科・道徳教育を通して人としてのルールやモラルを理解させる。
- 生徒一人一人がお互いを多様な存在と認めお互いを大切にするために、お互いの人権を尊重される雰囲気を経験できる安心で安全な学校づくりを行う。
- 他学年や異校種（小中連携）による異年齢交流の取り組みを取り入れ共同の活動を通して他者から認められる自己信頼感を育む取り組みを行う。
- 学校生活において、生徒一人一人がお互いを多様な存在として認めあう共感的人間関係から、自己決定の場を設けることで自己存在感を与え、自己指導能力を身につけさせる。
 - ・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、その他の教育活動を通じて生徒自らがそのときの状況（その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考え、決めて実行する）を判断し、適切な行動を積極的に表出したり、あるいは状況に合わせて行動を抑制したりする力を育む。
- インターネット問題は、その匿名性や拡散性から、起きてしまうと完全な解決は難しいため、特に充実した未然防止体制の構築をおこなう。
 - ・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、その他の教育活動を通じて情報モラルに絡めた授業を実践し、インターネットを安全に利用する力を育む。
 - ・スマートフォンが主流になり、無料通話アプリや SNS での交流が中心となっている実態から、道徳や人権学習において、インターネットの匿名性からの誹謗中傷を題材とし、インターネットの知識や課題解決方法について学ぶ機会を設ける

イ 課題未然防止教育

- 特定の課題を意識し、各教科での学習、道徳科や学級活動を通して、生徒指導の視点に立った学習を継続的に行う。
 - ・人権意識を高める観点から、他人を傷つけない言語表現を学習し、言語環境を整える。
- いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する実践的な取り組みから、いじめを考える未然防止教育を充実させる。
 - ・道徳や学級活動などの時間に、事例や動画などを教材に生徒同士で検討する。いじめ場面のロールプレイを行い、体験的な学びの機会を計画する。



- いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取り組み、いじめの構造から考える未然防止教育を、道徳や学級活動等において行っていく。

※担任が信頼され生徒の前に立つことが先決である

- 専門的な機関（司法関係・法律の専門家）から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つことで、市民社会のルールを守る姿勢を身に付けさせる。

- 関係機関（SC、SSW、警察、少年サポートセンター、児童相談所等）と連携し、多角的な視点から講演等を行い、インターネットにおける諸問題の啓発に努める。
- 生徒だけでなく、スマートフォンを買い与えている保護者も一緒に学べる、講演会や学習会を実施することで、諸問題の未然防止に努める。

ウ 課題早期発見対応

- 生徒の表面的な言動だけでなく、その背景にある雰囲気、違和感からいじめの兆候を察知していこうとする教職員の姿勢を育成する。
 - ・日々の健康観察、月一の生活アンケート、いじめに特化したアンケートを実施していく。
 - ・学期ごとに生徒との面談を実施していく。
- いじめへの対応の原則の共通理解、学校いじめ対策組織への状況報告、継続的な指導を行う。
 - ・いじめられている生徒の理解と二次的な問題（不登校・自傷行為・仕返し行動等）の未然防止と心のケアを行っていく。
- いじめ加害者と被害者の関係修復をおこなう。
 - ・加害側の成長支援として不安やストレスを受け止める生徒へのアセスメントと指導・援助
- いじめの解消に向けて心のケアを充実させる。
 - ・いじめが解消した後の継続的な見守りを継続していく。
 - ※卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続ける
 - ・いじめを容認する認識に陥っていないか自己点検する

エ 困難課題対応的生徒指導

- 両者の関係修復、学級の立て直し等を学校全体で取り組んでいく。
 - ・被害児童生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケアを行う。
 - ・加害者生徒への成長支援を視野に入れた指導を行う。
 - ・生徒が主体となり自己有用感や社会性を高めるソーシャルスキル・トレーニング活動等の促進を図る。
- 早い段階から SC、SSW などを交えたケース会議を行い、多角的な視点から組織的対応を進めていく。
 - ・校内連携型支援チーム（管理職、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、SC等の専門家で構成）やネットワーク型支援チーム（関係機関等との連携・協働）を編成して、計画的・組織的・継続的な指導・援助を行う。
- 被害生徒への援助方針、加害生徒への指導方針、周囲の生徒への働きかけの方針とマニュアルの見直しを適時進めていく。
 - ・全ての生徒が自ら現在や将来における自己実現を図っていくための能力の育成を目指し、学校におけるあらゆる場面を通じて積極的に生徒指導を行っていく。

3 1日の学校生活を通して観察する教育相談的な対応

場面	生徒観察の視点	気になる生徒への対応	教師の働きかけ
朝の出会い	教室だけでなく、校内で誰にでも明るい挨拶するように指導する。	教師自らが、生徒より先に挨拶をする。 生徒の声のトーンなどにアンテナを張り、変化に気づく。	教師自ら、温かい言葉を掛け、生徒の様子を確認しながら迎え入れる。
朝の会	出席確認・健康観察の中で生徒の様子を確認する。 一人一人の表情や声に着目する。	朝の会後の時間を活用し、声をかけ、場合によっては各教科担任に引き継ぐ。	欠席や遅刻の生徒を他の生徒一人一人が気にかけて思いやるような雰囲気づくりを心掛ける。
授業	めあてを提示し、本時の目標を理解させるとともに、授業規律を確立する。 発言や交流の場を多く確保し、学級全体が様々な考えを受け入れ、自らの成長につなげることができる授業づくりに努める。	生徒が安心して発表や発言できる雰囲気をつくる。 机間指導を通して、生徒一人一人の困り感に対応していく。	常に生徒を観察しながら温かい声掛けを行う。 発言や交流の場を多く確保し、その中で人間関係の把握に努める。
給食	自らの役割に責任を持たせ、準備や配膳、後片づけの活動を協力して行わせる。	生徒が安心して給食を取ることができているか様子を確認する。 楽しくコミュニケーションをとりながら食べられるような声掛けを行う。	食事を通して楽しい雰囲気づくりのために、指導・援助を行う。
休み時間	友達を呼ぶときの名前呼び方などの言葉遣い、望ましくない人間関係や遊びを観察し指導する。	一人でいる生徒の観察や声掛けを行い、日ごろでは見えない生徒関係に気づけるようにする。 自学ノートの日記から、変化を感じた際に、個別で面談を行う。	自由に過ごすなかにある他者との関係を意識させ、お互いを尊重し合える環境をつくる。
清掃	生徒とともに清掃を通して美しい環境づくりの喜びを感じ取らせる。 日ごろ生活している環境に対し、感謝の気持ちを育む。	孤立して清掃している生徒がいたら、声掛けや一緒に清掃活動を行う。	生徒とともに清掃しながら、環境整備の大切さやすばらしさを教えていく。
帰りの会	一日の学校生活を振り返らせ、その日の反省と、翌日への意欲を高める指導をする。	係等の頑張りに対しスポットを当て、学級全体で共有することで、個々の自尊感情を高めさせる。	人としての在り方、よりよい生き方に関して、明日につなげられるような話をする。
放課後	気になる生徒やグループと教育相談を行う。 ・学校生活の中で、ふれあいの少ない生徒 ・自学ノートの日記や生活アンケート等から、個別の関わりが必要と思われる生徒 ・人間関係、学業等で悩んでいる生徒 ・部活動での悩みや不安を感じている生徒		
部活動	活動を通して、常に人間関係づくりの視点から指導・援助を行う。 良好なチームづくりや人間関係づくりの教育相談を、機会をとらえて随時実施する。 部活動顧問教師は、学年を超えて、部員の授業態度、学校生活の様子を把握するよう、校舎巡回を行い、部活動生の成長につなげる。 大会やコンクールに向け、共通の目標を設定し、ともに高め合うことで、各自が認められる空間をつくる。		

4 「学校のいじめ防止基本方針」の年間計画

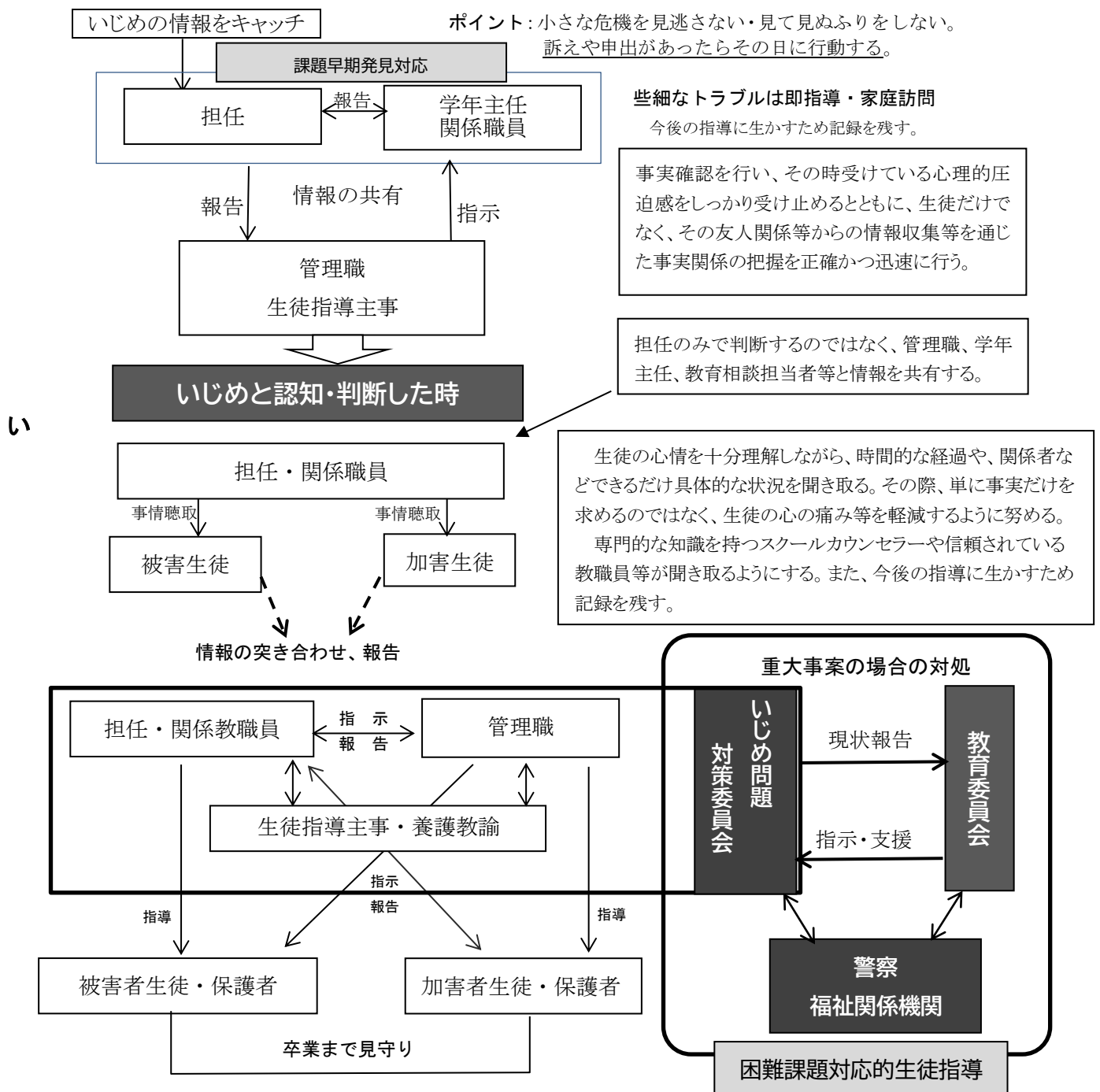
月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回)(◆学期1回程度)(●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (*月1回以上)	いじめに対応する教育活動 の推進 (●年間)	評価・分析 の取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」 の生徒への周知 ◇「学校生活アンケート」の調査 ●相談ポスト	*校内いじめ問題対策委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り 方」の職員研修 ・児童生徒理解のための職員会議	●いじめを生まない教育活 動の推進	
5月	・教育相談週間の設定 ◇「学校生活アンケート」の調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*校内いじめ問題対策委員会		
6月	◇いじめに特化した無記名アンケート調 査 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	*校内いじめ問題対策委員会	・家庭・学校において、い じめ撲滅への啓発・早期発 見のため「保護者用いじめ チェックリスト」の配付	
7月	◇「学校生活アンケート」の調査	*校内いじめ問題対策委員会 教育相談・三者面談	・いじめ問題への保護者等 向け研修会等の開催	
8月		・SC等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点にたつ生徒 理解の研修会		・1学期の 取組を評 価・分析
9月	◇「学校生活アンケート」の調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*校内いじめ問題対策委員会		
10月	◇「学校生活アンケート」の調査	*校内いじめ問題対策委員会	・いじめ撲滅への啓発・早期 発見のため「保護者用いじめ チェックリスト」の配付	
11月	◇いじめに特化した無記名アンケート調 査 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	*校内いじめ問題対策委員会		
12月	◇「学校生活アンケート」の調査	*校内いじめ問題対策委員会 教育相談・三者面談	「いじめ早期発見・早期対 応リーフレット(家庭向 け)」の配付	・2学期の 取組を評 価・分析
1月	◇「学校生活アンケート」の調査	*校内いじめ問題対策委員会		
2月	◇いじめに特化した無記名アンケート ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	*校内いじめ問題対策委員会 ・SC等の専門家を招聘した研修会		・年間の取 組を評価・ 分析
3月	◇「学校生活アンケート」の調査	*校内いじめ問題対策委員会 教育相談		

5 いじめ対応のポイント

被害生徒の状況把握とその対応

いじめの早期発見（被害生徒との状況把握とその対応）

学級担任・学年・養護教諭	生徒指導部・補導	生徒指導部・教育相談	地域/保護者との連携
学校内外での生徒の行動観察・情報収集 休み時間・登下校 生活ノート	定期的な「生活アンケート」の実施 心の教室相談員の活用 マンツーマン方式での対応	保護者との教育相談・家庭訪問の実施	地域・コミュニティスクールとの連携



2023年3月改定

2024年3月一部改訂

※この方針は、随時見直しを図り、更新していきます。